

令和元年9月27日

はり、きゅう、あんま・マッサージ施術所（団体）の皆さまへ

あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の施術に係る療養費に係る審査支払に関する業務の開始について（お知らせ）

沖縄県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という。）は令和元年10月より、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の施術に係る療養費（以下「あはき療養費」という。）の審査支払に関する業務を開始することとなりました。

つきましては、あはき療養費の受領委任の取扱いに係る届け出をされている施術所におかれましては、下記のとおり申請書を本会へ提出くださいますようお願いいたします。

## 記

### 1 対象保険者（市町村）と対象施術月

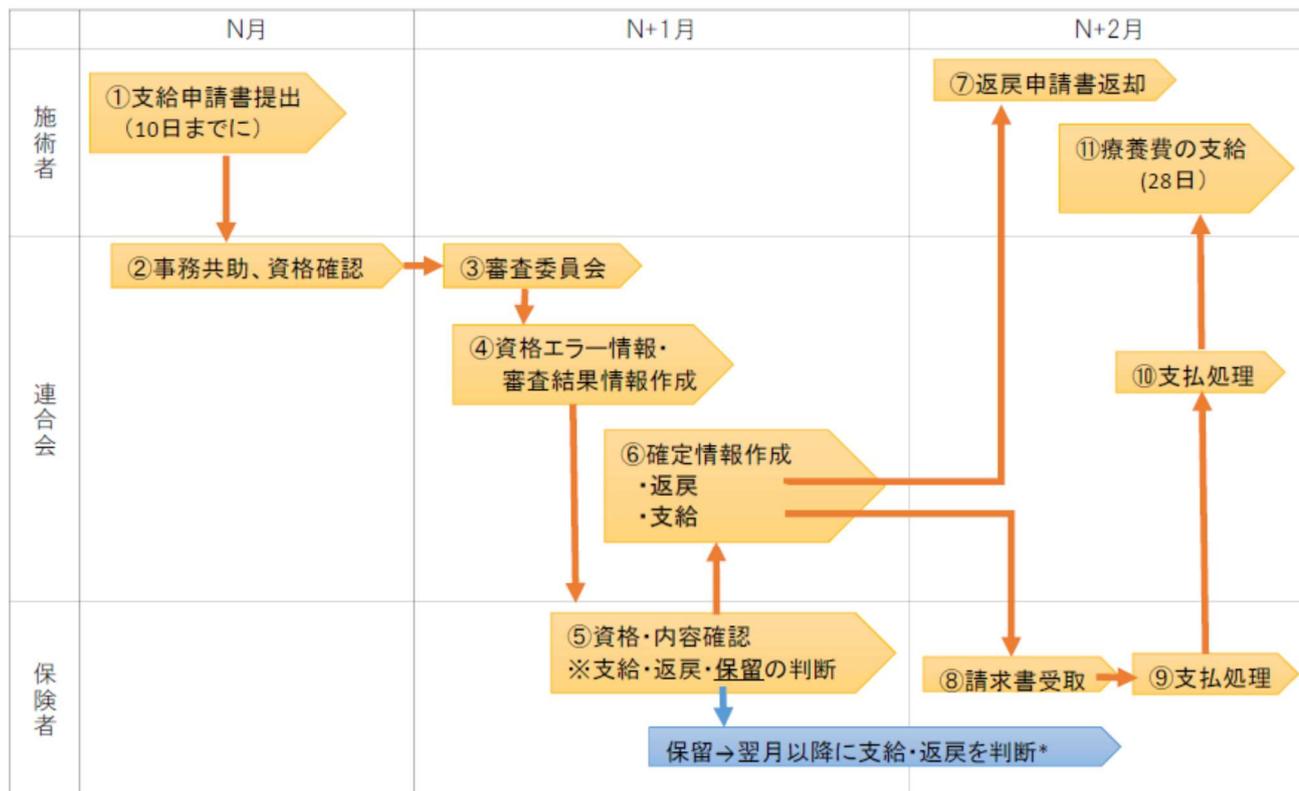
※以下に記載している保険者（市町村）の申請書のみ、本会で受付（審査支払）します。

令和元年9月現在

	保険者番号	保険者名	対象施術月
1	00470062	宮古島市	平成31年4月以降施術分
2	00470096	名護市	平成31年4月以降施術分
3	00470120	大宜味村	平成31年1月以降施術分
4	00470153	本部町	平成31年1月以降施術分
5	00470195	伊江村	平成31年4月以降施術分
6	00470385	久米島町	平成31年1月以降施術分
7	00470435	渡名喜村	平成31年1月以降施術分
8	00470443	南大東村	平成31年1月以降施術分
9	00470450	北大東村	平成31年1月以降施術分
10	00470468	伊平屋村	平成31年1月以降施術分
11	00470476	伊是名村	平成31年1月以降施術分
12	00470534	竹富町	平成31年4月以降施術分
13	00470542	与那国町	平成31年4月以降施術分
14	39470000	沖縄県後期高齢者 医療広域連合	平成31年4月以降施術分

注：施術所が受領委任の承諾を受けた年月日が上記の対象施術月以降の場合は、その承諾を受けた年月日以降の施術分が対象となります。（P4【参考】参照）

## 2 本会で行う審査支払業務の流れ（図参照）



- ① 支給申請書の受付（毎月 10 日までに提出をお願いします。）
- ② 事務共助（内容点検）、被保険者の資格の確認を行います。
- ③ 本会の審査委員会において、申請内容の審査を行います。
- ④ ③の審査結果及び資格エラー情報を保険者へ提供します。
- ⑤ 保険者において、④の情報などを参考に資格・内容の確認を行い、療養費の支給、申請書の返戻、保留を決定します。  
\*保留となった場合は、翌月以降に支給もしくは返戻の決定をします。  
保留となった申請書が翌月以降に返戻となった場合は、保険者から直接申請書が返却されます。
- ⑥ ⑤の保険者の決定情報をもとに本会が支給、返戻の処理をします。
- ⑦ 返戻となった申請書を施術所へお返しします。
- ⑧ 支給となった申請書の療養費を保険者へ請求します。
- ⑨ 保険者が⑧で請求された療養費を本会へ支払います。
- ⑩ ⑨で支払われた療養費を施術所へ支払います。
- ⑪ 毎月 28 日（休日にあたる場合は、その前の営業日）に、療養費が施術所へ振込されます。

### 3 本会から送付する帳票

支払保留通知書	前月以前に保留となっている申請書の一覧表です。 保留となっている申請書がある場合、送付します。 <u>※保留理由については保険者にお問合せください。</u>
支払決定通知書	当月に保険者が保留から支給決定とした申請書の一覧表です。 支給決定された申請書がある場合、送付します。
返戻付せん	返戻の理由が記載されています。 返戻となった申請書に添付して送付します。
支給に係る増減金額等のお知らせ	「施術日に医療機関で受診していた」などの理由で支給額が一部不支給となった申請書の一覧表です。 一部不支給となった申請書がある場合、送付します。
支払額決定通知書 (ポストックはがき)	振込額(支給決定した療養費の額)のお知らせです。

### 4 申請書提出における留意事項

- ① 申請書の提出期限は毎月10日となります。(必着)
- ② 療養費支給申請書の様式は、受領委任の取扱規程(平成30年6月12日保発0612第2号)にて示されている様式(様式第6号及び様式第6号の2)を使用してください。
- ③ 支給申請書には登録記号番号を必ず記載してください。
- ④ 申請書を提出する際には必ず療養費支給申請総括票(様式第8号及び様式第9号)を添付してください。
- ⑤ 支給申請書及び総括票を提出する際には、ホッチキス止めや糊付けはしないでください。
- ⑥ 記載内容に訂正がある場合は、二重線で取り消してください。(訂正印は不要です。)

本会のあはき療養費審査支払業務におけるご理解とご協力のほどお願いいたします。

問い合わせ先及び申請書の提出先  
〒900-8559  
那覇市西3-14-18(国保会館)  
沖縄県国民健康保険団体連合会  
審査課(担当:佐藤、長濱)  
TEL:098-863-2473

【参考】「はり、きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について」（平成30年12月27日厚生労働省保険局医療課事務連絡）より抜粋

（問5） 保険者等が受領委任の取扱いを開始する場合、いつ（どの施術分）から適用されるか。

（答） 保険者等が受領委任の契約に係る委任をした年月日（毎月1日）以降の施術分から適用される。例えば、平成31年1月1日から受領委任の取扱いを開始する保険者等の場合、平成31年1月1日以降の施術分に係る療養費支給申請書が受領委任の取扱いの対象となり、平成31年1月1日以降に提出された平成30年12月以前の施術分に係る療養費支給申請書については、従前の取扱いとなる。（取扱規程第1章の2）

（問6） 施術所（施術者）が受領委任の取扱いを開始する場合、いつ（どの施術分）から適用されるか。

（答） 地方厚生（支）局に申出の書類を提出し、承諾を受けた年月日以降の施術分から適用される。（取扱規程第2章の10、第2章の11）

（問7） 施術所（施術者）の受領委任の取扱いは、承諾を受けた年月日以降の施術分から適用されるが、申出から承諾までの期間は、受領委任の取扱いは認められないのか。

（答） 受領委任の取扱いが適用される承諾年月日は、申出の書類の受付年月日としており、申出が承諾された場合、申出以降の期間について遡って受領委任の取扱いが認められる。例えば、平成31年1月15日に申出を行い、平成31年1月15日付の承諾を平成31年2月下旬に受けた場合、平成31年1月15日以降の施術分は受領委任の取扱いの対象となる（施術所（施術者）が平成31年1月分について一の療養費支給申請書で作成する場合、保険者等（又は国保連合会）に問い合わせる。）。（取扱規程第2章の10、第2章の11）